

(目的)

第1条 この要綱は、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」(平成17年条例14号)(以下「条例」という。)に基づき、八王子市斜面緑地保全区域(以下「保全区域」という。)の維持管理、活用について、指定された保全区域の土地所有者等(以下「土地所有者」という。)、斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する地域住民団体をはじめとする団体等(以下「保全団体」という。)及び八王子市(以下「市」という。)の連携した取組(グリーンマッチング八王子(以下「本事業」という。))の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において本事業とは、土地所有者、保全団体及び市が連携し、保全区域において、その維持管理、自然とのふれあい、環境学習及び体験活動等(以下「保全活動」という。)を実施することを目的とした事業をいう。

(土地所有者の役割)

第3条 土地所有者は、保全団体及び市と協力して保全区域の良好な状態での維持管理、活用に努めるものとし、本事業の実施にあたっては、保全団体に対して、活動場所及び活動に要する適正な保全活動協力金(以下「活動費用」という。)を提供するものとする。

(保全団体の役割)

第4条 保全団体は、土地所有者及び市と協力して保全区域の良好な状態での維持管理、活用に努めるものとし、本事業の実施にあたっては、土地所有者から提供された活動費用を活かし、保全活動の運営を行う。

2 保全活動を運営するときは、その参加者の安全確保に努め、事故防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、保全区域を良好な状態で維持管理、活用するために、土地所有者及び保全団体と協力して本事業を推進するものとし、本事業に関する総合的な調整及び保全活動に必要な支援を行うものとする。

2 必要に応じて地域住民、事業者及び学校等との連携を図るための施策を実施するものとする。

(土地所有者及び保全団体の引き合わせ)

第6条 市は、本事業への参加を希望する土地所有者及び保全団体を募集し、両者を引き合わせるものとする。

(協定)

第7条 活動場所となる保全区域及び保全団体の決定がされたときは、土地所有者、保全団体及び市との間において、別記様式の例により、協定書を作成し、三者合意のうえ、本事業に関する協定を締結する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。